

1. 要約 ～欧州における知的財産関連の動向について～

<2. 特許に関する動向について>

2-1 共同体特許規則案、欧州特許に関する動向

① [欧州委員会、将来の特許政策に関する公聴会を開催]

欧州委員会 (European Commission) は、2006年1月～3月にかけて、将来の欧州の特許制度について意見公募を行い、2,500件を超える回答が得られていたところ、7月12日、回答を提出した各方面を代表する者がそれぞれの立場から意見を述べ合う公聴会を開催した。スピーカーは約40名にのぼり、ITや製薬など各業界を代表する業界団体/企業 (含、中小企業)、代理人、大学/研究機関、各国政府機関など、幅広い分野から構成されていた。

◆総論

産業競争力と技術革新の強化のためにも、欧州の特許制度を改善する必要があるという点で各スピーカーの認識は共通していた。

◆共同体特許

総論支持。ただし、言語の問題については、単一言語又は少数言語とすべきとの意見が大半を占めた一方、排他的独占権が与えられる以上は公衆が理解できなければならないので、全ての言語への翻訳が必要であるとのフランス政府代表部やスペイン特許弁護士からの意見もあった。

◆裁判制度

EPC (欧州特許条約) に基づく EPO (欧州特許庁) による権利付与に対する評価は一概に高く、EPC をさらに機能させるためにも、EPC の議定書としての位置づけを有し司法の調和を目的とした EPLA (European Patent Litigation Agreement; 欧州特許訴訟協定) が有効であり、早期採択を望む発言が多かった。

◆欧州域内における相互承認

EPO による権利付与が欧州内でうまく機能しているという事実や、各国特許庁の審査の質の相違に基づくリスクの大きさを理由として、相互承認論はほぼ全面的に否定された。日米欧三極における相互承認についても同様の意見であった。

◆翻訳のコスト負担軽減

EPO による権利付与後の欧州各国語への翻訳コスト負担の問題が大きく、R&D へその分の費用を注ぎ込むことができれば、産業競争力が向上するだろうとの指摘の上、EPC の翻訳負担軽減を目的としたロンドン・プロトコルの早期発効への要望が多かった。

◆今後

欧州委員会は、本公聴会のコメントを踏まえ、今秋報告書を出すこととなった。

<参考> 欧州における特許制度についての意見公募に関する予備的文書の内容
(統計)